

【2017年第19号】

広東省 対外開放の更なる拡大・外商投資の 積極的利用に関する措置を発表

2017年12月15日

何 薇波 HE WEIBO, HELEN

香港支店
業務開発室

T +852-2821-3647

E HELEN_WB_HE@HK.MUFG.JP

三菱東京UFJ銀行
The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
A member of MUFG, a global financial group

2017年12月1日、広東政府は「対外開放の更なる拡大、外商投資の積極的利用に関する若干の政策措置」（粵府[2017]125号）（以下「本措置」）を公布し、外商投資の積極的な誘致、良好なビジネス環境の整備および内資・外資企業の公平な競争促進措置を発表した。今回は、その内容について紹介したい。

1. 背景

中国は外商直接投資(FDI)の受入大国であり、2016年、海外から中国への投資額は1,390億米ドルで世界第3位であった。しかし、中国経済の減速、労働コストの上昇、過剰生産といった問題の顕在化により、近年中国への投資は鈍化傾向にある。実際、FDI実行額は2016年までの3年平均で約4%の伸びに止まった。

広東省は改革開放以降、多くの外国直接投資により経済成長を遂げてきたが、近年では外商投資規模に変化が起きている。FDI実行額の伸び率から見ると、2015年は前年比わずか0.01%(約269億米ドル)、2016年では▲13.1%(約233億米ドル)となり、広東省における外商投資は縮小傾向にある。

こうした状況下、中国政府は経済の持続的発展に不可欠な外商投資資金を呼び込むため、今年1月に「対外開放の拡大及び外商投資の積極的利用に関する若干の通知」（以下、国発[2017]5号）、8月には「外資の利用促進に関する若干の通知」（以下、国発[2017]39号）を発表し、外資参入規制の緩和・投資環境の改善などの方針を打ち出した。

広東省政府は、国家の対外開放拡大方針及び外商投資受入の現状に対応し、財政支援の強化・研究開発への支援・金融支援の強化にフォーカスした「本措置」を策定した。

2. 主な内容

本措置には、外商投資の誘致促進・支援強化向けの10項目の具体措置が盛り込まれている。その主な内容は以下の通り。

(1) 参入可能分野の拡大

- 国発[2017]5号・国発[2017]39号に基づき、次第に参入基準を緩和する。具体措置は下表の通り。

措置	対象分野
参入を許可	✓ インターネットサービス営業場所・コールセンターの運営
出資比率制限を緩和	✓ 特殊車両・新エネ自動車の製造 ✓ 投資銀行、証券会社、ファンド管理会社(証券投資)、先物取引会社、生命保険会社
出資比率制限を撤廃	✓ 船舶の設計、リージョナルジェット機・多目的航空機の補修 ✓ 国際海上運輸、鉄道旅客運輸 ✓ 人材サービスの提供、ガソリンスタンドの建設・運営

(2) 財政奨励金制度の拡充

- 会社の新設や増資に対する財政奨励金を拡大する。詳しくは下表をご参照。

措置	奨励方式	適用条件	適用時期	限度額
会社の新設	実質外資利用額 ¹ (α)に基づき、2%以上の奨励金を支給	一般会社の場合: $\alpha > 5,000$ 万米ドル 統括会社の場合: $\alpha > 1,000$ 万米ドル	2017年 ~ 2022年	1億円
増資		$\alpha > 3,000$ 万米ドル		

(3) 用地保証の強化

- 実質外資利用額が10億元超のプロジェクト、世界上位500企業および業界大手企業の統括会社または地域統括会社の自社オフィス用不動産の建設に対し、省・市が共同で用地確保をアレンジ
- 外資製造企業が工業用不動産を生産性サービスの提供およびクリエイティブ・スペースの設置に使用する場合、5年以内は従来の土地利用目的のまま使用可能。5年経過後は関連規定に従って手続きする
- 外資企業と政府が共同出資した医療・教育・文化・介護・スポーツなどの公共サービスプロジェクトに対して、割当方式で土地使用权を獲得可能な場合、国有建設用地の使用権による現物出資を許可

(4) 研究開発(R&D)・イノベーションへの支援

- 2017~2022年までに、省レベルの新型研究開発機構と認定された場合、最大で1,000万元の財政補助金を支給
- 認定された外資R&D機構が、科学技術開発用品を輸入する場合、輸入関税・増値税・消費税を免除し、国産設備購入に掛かった増値税を全額還付
- 外商投資企業が技術譲渡、技術開発および関連コンサルティングサービスの提供を行い、一定の条件を満たす場合は増値税を免除
- 外資R&D機構による中古専用設備の保税輸入を許可(輸入期間は1年以内)

(5) 金融支援の強化

- 広東自由貿易区(以下「自貿区」)において、非居住者人民元・外貨口座(NRA)を利用して「NRA+」口座に関するサービスの提供を試行
- 多国籍企業による自貿区での人民元双方向プーリング展開を奨励
- 航空機・船舶のオペレーティングリースによる外貨リース料の回収に関して、パイロットを積極的に展開し、自貿区内の外資ファイナンスリース企業がパイロット資格の獲得と外貨決済を行うことを奨励
- 知的財産権・商標権および著作権に関する知的財産権担保融資の展開を試行

¹ 不動産業、金融業および金融業に類する業種は含まない

- ・ 外商企業が上場、「新三板」²または区域性株式市場³で融資を行う際には、省内の民営企業と同じ支持策を享受

(6) 人材確保支援の強化

- ・ 外資企業の高級管理職など7種類の人材を「優粵カード」⁴の発行対象とする
- ・ 「優粵カード」所有者は5年以内の外国人就業許可を申請でき、有効期間5年間のビザを申請できる。また、条件を満たしている場合には、優先的に「外国人永久滞在身分証明証」⁵が発行される

(7) 知的財産権保護の強化

- ・ 中国(広東)知的財産権保護センターの建設を早め、知的財産権に対する迅速な審査・認定・権利保護体制を作り上げる
- ・ 商標権侵害の取り締まりを強化し、外資企業の商標権を厳格的に保護する
- ・ インターネット、電子商務・ビッグデータなどの分野における知的財産権保護の規則および基準を策定
- ・ 国際的な知的財産権取引センターを設立し、高い価値のある知的財産権の譲渡・産業化を促進

(8) 投資・貿易の利便性向上

- ・ 政府審査の権力・責任範囲および基準を更に統一を図り、投資審査のプロセスを改善して現行の審査事項と審査時間を1/4削減する
- ・ 外商投資企業の設立・変更・備案などの業務を県(または市、区)の商務部門に担当させ、医療機構・旅行会社・ガソリンスタンドなどの分野における外資企業の設立・変更など元々省レベルの許可を必要とする18項目の業務を各地区レベル以上の市政府の関連部門に権限委譲する
- ・ 域外投資者が中国居住者企業から受け取った配当金を奨励類投資プロジェクトに直接投資を行い、条件に合致する場合は納税の繰延が適用でき、源泉所得税を暫定的に徴収しない
- ・ 省内全ての港で国際貿易「単一の窓口」⁶の利用を促進し、貨物通関時間を1/3短縮する

(9) 重点工業園區への進出環境の改善

- ・ 条件を満たす国家レベルの開発区において、「行政審査局」⁷モデルを採用し、審査業務を一括で行う
- ・ 東部・西部・北部の省レベル以上開発区が、省産業移転園區への認定申請を後押し、規定に従って省産業移転園區の関連支援政策を享受
- ・ 国家レベルの開発区に新設される外商投資企業に対し、深圳前海・珠海横琴の企業所得税優遇目録⁸を参照し、所在地への貢献度に応じて奨励金を支給

(10) 保障体制の改善

- ・ 省と市政府は、主要責任者主導で外資誘致の協働体制を作り、定期的に外資利用を制約する重大問題を解決(特に世界上位500企業の投資に関する問題を解決)
- ・ 各地の外商投資誘致活動を標準化し、投資者に対する法令順守を厳格に実現し、外商投資活動の中で締結された各種契約を実直に履行する

² 2012年に中国政府は上海証券取引所、深圳証券取引所に加え、全国中小企業株式譲渡市場を設立。この譲渡市場ないし譲渡市場のシステムを「新三板」と呼び、「新三板」市場いわゆる店頭公開を指す

³ 特定区域内の企業に株式・債券の譲渡および融資サービスを提供する民間資本市場を指す

⁴ 認定されたハイレベル人材宛に発行されるカードで、その所有者は社会保障・不動産購入などにおいて国内住民と同じ待遇を享受し、また、戸籍・出入境・長期滞在・永住権・医療・子女入学などの面において優遇を享受

⁵ 2017年6月16日より中国永住権を持つ外国人宛に発行されるICチップを入れた利便性の高い身分証明カード

⁶ 一括で税関と国際貿易関連部門に証憑・情報の提供、また関連部門からの審査結果の確認ができる利便性の高い電子プラットフォームを指す

⁷ 投資の利便性を高めるために設立された各政府部門の一定の審査権限を一箇所に集める政府機構を指す

⁸ 当該優遇目録には、現代物流業・情報サービス業・科学技術サービス業・文化クリエイティブ業が含まれ、「優遇目録」に含まれる事業を主要業務とし、かつその売上高が全体の70%以上を占めることを条件に、企業所得税率を15%に優遇

3. まとめ

本措置は国発[2017]5号と国発[2017]39号に比べ、外資R&D機構に対する手厚い支援および革新的な金融サービスの提供に関する内容に重点が置かれている。

広東省はイノベーションによる持続的な発展を成長戦略として掲げており、今年5月に発表された「第十三次5年計画期間における科学技術革新計画」では、広東省を国家の科学技術産業革新センターに作り上げ、イノベーション型企業の育成や企業R&D機構の増加・質の向上などにより、2020年までにR&Dへの投入額をGDP比の2.8%以上とすること、また、ハイテク企業の生産額が鉱工業生産額⁹に占める割合を30%に達する目標が設けられている。現在、広東省においてはアップル、マイクロソフトなどの世界ハイテク企業がR&D機構を構えており、本措置の実施によって、より多くの外資R&D機構やイノベーション型企業の広東省進出を後押しするものと思われる。

また、金融革新のパイロット政策として、広東省政府は広州・深圳・珠海などの地方政府に意見を募集し、広東自由貿易区内(以下「自貿区」)で「NRA+」という特別な非居住者口座の開設を認め、革新的な人民元・外貨に関するクロスボーダー業務の試行を表明している。「NRA+」口座を利用し、融資・人民元転・外貨デリバティブ取引・人民元と外貨建てのクロスボーダー資産譲渡、クロスボーダープーリング等の改革案が公表されるとの見方が強まっている。

本措置では各措置の執行担当部署が決められている。今後関連細則が1ヵ月以内に策定されることが明確されており、施行に関する詳細なガイドラインも併せて公表される見込み。弊室では今後の動向に注視し、引き続きフォローアップをしていきたい。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。

Copyright 2017. The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.

⁹ 主要業務の年間売上高が2,000万元以上の工業企業を対象、付加価値ベース